

平成29年4月吉日

富士宮商工会議所

## 住宅リフォーム・富士ヒノキの家 宮クーポン事業 取扱加盟店ご登録のお願い

拝啓 春暖の候、貴店ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当所事業にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き住宅リフォーム・富士ヒノキの家 宮クーポン事業を実施することとなりました。

つきましては、宮クーポン取扱加盟店を募集させていただきます。貴店におかれましても是非ご登録をいただきたくご案内申し上げます。

尚、加盟店のご登録につきましては、別添の「取扱加盟店登録要項」をご確認いただき、別紙「取扱加盟店登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、当所までお申し込みをいただきますようお願い申し上げます。

敬具

【送付期限】 **平成29年6月9日（金）必着**

【送付先】 **0544-26-0303（富士宮商工会議所）**

FAXにてご送信ください。

（お問合せ先）（電話）26-3101 鈴木

# 住宅リフォーム・富士ヒノキの家 宮クーポン事業

住宅リフォーム工事及び富士ヒノキの家（新築）を実施する事で  
クーポン券がもらえる事業です。

☆クーポン券は加盟された加盟店でのみ利用できます☆

詳細は、住宅リフォーム→富士宮商工会議所 26-3101  
富士ヒノキの家→富士宮市役所（花と緑と水の課）22-1153 まで。

## 取 扱 加 盟 店 登 録 要 項

平成29年4月  
富士宮商工会議所

### 1. 『住宅リフォーム』『富士ヒノキの家』の概要について

- (1) 目的 市民が実施する住宅リフォーム工事及び富士ヒノキの家に際して、富士宮市内だけで利用できる金券（以下「宮クーポン」と呼ぶ）を施工依頼者である富士宮市民に交付することで、市内消費の活性化を図ります。
- (2) 実施団体 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (3) 交付総額 3,760万円
- (4) 交付場所 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (5) クーポン種類 全店共通券と中小事業者専用券の2種類。

### 2. 取扱加盟店募集・登録について

- (1) 募集対象 富士宮市内に所在する事業所（店舗）で商業又はサービス業の方。但し、建設業、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます。  
※ 富士宮商工会議所会員・非会員の区別はありません。
- (2) 募集開始 平成29年4月1日以降随時受付
- (3) 登録方法 登録申込書は、富士宮商工会議所ホームページにてダウンロードする（<http://www.fujinomiya-cci.or.jp/>）か、または富士宮商工会議所及び芝川商工会で配布します。  
申込書に必要事項を記入の上、富士宮商工会議所及び芝川商工会へご持参又はFAX（26-0303）してください。
- (4) 登録種類 ①大規模事業者：本社・本店が富士宮市外にあり小売店舗面積1,000㎡超の事業者  
②中小事業者：上記以外の店  
※コンビニエンスストア等の個人フランチャイジーは、中小事業者とみなします。

### 3. 取扱加盟店の掲示及び周知について

- (1) ポスター等配布 取扱加盟店ポスターと宮クーポン見本を郵送しますので、各取扱店店頭には必ず掲示してください。  
**掲示期間は、平成30年1月31日(水)までです。**※万が一破れ・破損が発生した場合、当所までご連絡ください。
- (2) 周知方法 **6月9日(金)までにご登録いただいた加盟店については、『登録加盟店一覧表』に掲載し、宮クーポン利用者に配布します。**

また、ご登録いただいた加盟店については、当所ホームページの『登録加盟店一覧』で掲載いたします。

#### 4. 『宮クーポン』の利用について

(1) 利用期間 平成29年8月1日(火)～平成30年1月31日(水)

(2) 注意事項

- ①宮クーポンには通し番号が入っています。この部分は破ったり、捨てたりしないようご注意ください。
- ②宮クーポンに「全店共通券」又は「中小事業者専用券」の記載があるので、確認の上受理してください。  
**※大規模事業者は「全店共通券」のみの取扱いとなります。**
- ③裏面店舗名押印欄は、利用済みの確認となる関係上、必ず店名を明記してください。記入の無い場合は換金できません。(ゴム印可・押印不要)
- ④本券はお釣りが出ません。また、本券をご利用する場合でも消費税はかかります。
- ⑤両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段(切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等)、たばこ(たばこ事業法による)、宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払には利用出来ません。
- ⑥本事業の趣旨から二次利用及び業者間の決済手段としての利用はできません。
- ⑦本券の盗難、紛失、汚損、毀損に対して、当所ではその責任を負いません。
- ⑧平成30年2月1日(木)以後のクーポン券は商品券としての価値を失効しておりますので、受理しないでください。

#### 5. 『宮クーポン』の換金方法について

(1) 受付期間 平成29年8月1日(火)～平成30年2月28日(水)

平日の9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始休業除く)

※円滑な手続きのために、受付時間の厳守にご協力ください。

(2) 換金方法

①当所窓口に宮クーポンをお持ちください。

**【宮クーポンの裏面、店舗名押印欄には店名を明記してください。記入の無い場合は換金できません。(ゴム印可・押印不要)】**

②窓口で当所備え付けの換金請求書に、事業所名・住所・持参者名・事業所No.をご記入いただきます。持参者の認印をお持ちください。

※ご請求の換金金額は、ご指定の口座にお振込みいたします。振込時の振込手数料及び事務手数料はいただきません。

なお、平成30年3月1日(木)以降は換金できません。

ご注意ください。

お店のPRになります！！

無料

ご登録、お待ちしております



# 住宅リフォーム・富士ヒノキの家 宮クーポン事業 取扱加盟店登録申込書

※申込は随時（ただし、6月9日到着分までが加盟店一覧表（印刷物）に掲載されます）

■事業所登録（空欄をご記入ください）

フリガナ				印
事業所名				
住所	〒 -			
電話番号	( ) -	FAX番号	( ) -	
必要枚数	1店舗につきポスター1枚、商品券見本1枚配布します。 2枚以上必要な場合は、必要枚数をご記入下さい。ポスター 枚、宮クーポン見本 枚			

■店舗登録（申込書1枚につき1店舗のご記入をお願いいたします。）

フリガナ				<b>加盟店No.</b>
店舗名				
住所	〒 -			
電話番号	( ) -	業種No. (下記より番号を一つ記入)		
登録種別	<input type="radio"/>	大規模事業者（本社・本店が富士宮市外にあり 小売店舗面積1,000㎡超の事業者）	<input type="radio"/>	中小事業者（左記以外）

※業種No.

業種No.	1	ファッション（衣料品・靴・鞆等）	2	家電・TV・パソコン	3	食料品・飲料・お酒
	4	インテリア・生活雑貨・寝具	5	スポーツ・アウトドア	6	美容・健康・薬局
	7	ペット・花・DIY	8	本・音楽・玩具	9	飲食店・居酒屋
	10	時計・宝飾・眼鏡・カメラ	11	車両・燃料	12	文具・事務機・スチール家具
	13	その他				

■換金額振込先

	銀行 信用金庫 農協		支店		口座種別		1. 普通 2. 当座
金融機関コード		支店コード		口座番号			
フリガナ							
口座名義							

新規加盟店は、申込書が届き次第 No.を記入して、事業所あてFAXにてお知らせいたします。なお、換金の際、加盟店No.が必要となります。この申込書は大切に保管して、換金の際は必ずお持ちください

【送付先】 富士宮商工会議所

FAX : 0544-26-0303

TEL : 0544-26-3101

※	総務	入力	
商工会議所			
入力欄			